

農業委員会からのお知らせ

- 農地又は採草放牧地を農地として利用する目的で贈与・売買などにより所有権を移転する場合や、賃借権、使用貸借権を設定する場合には許可が必要です。
- 農地を農地以外の用途に変更する（農地転用）には、農地法に基づく許可が必要です。
※無断で転用した場合には、工事の中止、原状回復等の命令がなされることがあります。また、法律により罰金、懲役の罰則が適用される場合もあります。なお、転用したくても転用できない土地がありますので、くわしくは農業委員会までご相談ください。
- 倉庫などの農業施設を農地に建てる場合や農地改良を行おうとする場合にも、内容によっては許可、又は届出が必要ですのでご注意ください。

お問い合わせ先

鏡野町農業委員会事務局 担当：山崎・角田 電話(0868)54-2987

農業者年金のお知らせ

若い農業者の皆さん！自分の老後自分で守れますか？

保険料は自由に選べます！（2万円～6万7千円、千円単位）
さらに、35歳未満であれば1万円からでも加入可能です！
認定農業者で青色申告者等には、国庫補助で手厚い支援が受けられます！
1万円の自己負担で2万円の積み立てが実現します！
自ら支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となります！
その他にも、税制面での優遇措置があります！

※農業者年金に加入できる方の要件は以下の通りです。

- ・年間60日以上農業に従事している方で、国民年金第1号被保険者（60歳未満）
または国民年金の任意加入者（60歳以上65歳未満）

詳しくは・・・

農業者年金基金

検索

お問い合わせ先

独立行政法人農業者年金基金

電話(03)3502-3199(相談員)

電話(03)3502-3942(企画調整室)

ホームページ [https:// www.nounen.go.jp/](https://www.nounen.go.jp/)



有害鳥獣一斉駆除実施のお知らせ

鏡野町鳥獣被害対策実施隊（猟友会員で構成）により、下記の予定表の通り町内一斉にイノシシ、シカなどの有害鳥獣駆除を実施します。

- 銃器を使用したイノシシ、シカなどの駆除が行われます。
野山に出かけるときは、目立つ色の服装を心掛け、できるだけ見通しのよい道を利用するようにしましょう。
- ワナを見つけたときは、危険ですから近づかないようにしましょう。

安全を最優先に駆除を行いますが、事故を防ぐために、皆さまのご協力をお願いいたします。

一斉駆除予定日

令和4年12月18日(日)	午前8時から午後4時頃まで
令和5年1月29日(日)	
令和5年2月19日(日)	

※都合により変更される場合があります

お問い合わせ先

鏡野町産業観光課 担当：釜本 電話(0868)54-2987